

松戸市農業委員会総会議事録

令和 2 年 1 1 月 1 3 日

令和2年松戸市農業委員会11月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和2年11月13日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木榮一
10番	渡邊洋子	12番	杉浦昌平
13番	松戸英樹	14番	杉浦勇司
15番	渡邊慶弘		
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

11番 湯浅孝一

1. 関係課出席職員

農政課長 補佐	中村薫	主事	山本雄大
------------	-----	----	------

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長 補佐	渡邊憲生
主幹兼 係長	古山和幸	主幹兼 係長	武井博子

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、総会に入りたいと思います。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員の指名をいたします。

議席番号12番、杉浦昌平委員、議席番号13番、松戸英樹委員、両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告いたします。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 ただいま事務局の報告のとおり、傍聴の申出がありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議 長 本日の議案は、第1号から第3号となっております。

なお、報告事項につきましては、第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いします。

また、議案に入る前に事前報告がございますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事前報告としまして、お手元にお配りしましたA3判のカラー写真のある資料をご用意ください。

先月の10月総会で、農地法第5条の規定による許可申請の議案第2号6番、残土堆積用地への転用申請の農地区分についてですが、当初、本市農業委員会では、隣接する前面道路に水道管及びガス管が埋設され、半径500メートル以内に2か所の公共施設があることから、第3種農地として判断したところですが、千葉県東葛飾農業事務所より、2枚目にありますとおり第2種農地と指摘を受けました。この理由といたしまして、前面道路にガス管の埋設が

ないため、申請地からおおむね500メートル以内にある施設としまして秋山駅がございます。
このことにより第2種農地であるとの判断がありました。

以上、ご報告といたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長補佐 本日、農政課長が不在のため、課長補佐、中村よりご報告させていただきます。
よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件が4件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、水色の冊子でお配りしている参考資料の1ページから2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は主水新田、現況地目は畑で、面積は806平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は2年の設定でございます。

借受者の方は利用権の設定を希望しており、ハウレンソウ及びコマツナを主体に栽培する計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長補佐より議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

どなたか発言はございませんか。

推進委員の横山委員、いかがでしょうか。

横山推進委員 推進委員の横山です。賃貸のときの農地銀行で両者の立会いにいまして、両者

ともスムーズにお話が進みましたので、問題ないかと思いますが、ご審議お願いいたします。

議 長 ただいま横山委員より、原案に賛成との意見がございました。
ほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようでございますので、原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長補佐、よろしくをお願いいたします。

農政課長補佐 続きまして、議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページから10ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は七右衛門新田、主水新田、地目は田で、面積は6,943平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権で、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は利用権の設定を希望しており、米を主体に栽培していく計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長補佐より議案第1号の2番につきまして内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、鈴木さん。

鈴木委員 9番、鈴木でございます。

借受人は米を主体でやっておりますし、今、農政課長補佐の説明で分かりましたので、賛成したいと思います。

議 長 ただいま鈴木委員より、原案に賛成との意見がございました。
ほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようでございますので、原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願い

いたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長補佐、よろしくお願いいたします。

農政課長補佐 続きまして、議案第1号3番をご説明いたします。

議案書2ページの3番、参考資料の11ページから12ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑、面積は330平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権で、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は利用権の設定を希望しており、ネギを主体に栽培していく計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長補佐より議案第1号の3番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊慶弘委員。

渡邊委員 15番、渡邊慶弘です。

ただいまの農政課の説明でよく分かりました。仮受者の土地が隣接地ですので、今後耕作しやすいと思います。賛成いたします。お諮りください。

議長 長 ただいま渡邊慶弘委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見がないようであります。原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番については、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長補佐、よろしくお願いいたします。

農政課長補佐 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書2ページの4番、議案参考資料の13ページから14ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、地目は畑、面積は1,199平方メートル、利用権の種類は使用貸借権で、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は利用権の設定を希望しており、キャベツを主体に栽培していく計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長補佐より議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

岩佐委員 7番、岩佐です。

この方は、ネギ、キャベツを主体で一生懸命やっておりますので、私は賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま岩佐委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長補佐は公務のため、ここで退席となります。

ありがとうございました。

(農政課長補佐退室)

◎議案第2号

議 長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第2審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号6番、山口輝雄。

去る11月4日水曜日、議案第2号、第3号の審査のため、第2審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたのでご報告します。

当日は、渡邊洋子第2審査会会長をはじめ、加藤一郎農業委員、平川正俊推進委員、湯浅清推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由などを再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については15ページから28ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料15ページの地図に示すところでございます。

申請地の面積は、合計で3,697平方メートル、現況は畑で、荒廃化しつつあります。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、経営規模拡大のためです。譲渡人の申請理由は、非農家のためです。

譲受人は、市川市及び鎌ヶ谷市において、農業所有適格法人として認可されています。

松戸市においても、農地所有適格法人としての審査が必要となり、その要件として、①法人形態要件、②事業要件、③構成員要件、④業務執行役員要件、⑤農作業従事要件の5つの要件全てを満たす必要があります。

議案参考資料の19ページをご覧ください

まず、法人の概要についてですが、上から3段目、主たる事務所の所在地は松戸市内、下段の設立年月日は平成22年10月19日です。

次に、審査要件の1つ目は法人形態要件で、法人の形態は株式会社、合同会社などの持分会社、農事組合法人であることとされています。譲受人は株式会社のため要件に該当します。

2つ目は事業要件で、農業に係る売上高が全体の過半数を占めることとされており、農業を主として行っているかどうかで判断されるものです。19ページ、上から5段目、目的の欄をご覧ください。譲受人は、農業及び農業関連以外の事業を行う予定がないことから、要件に該当しています。

3つ目は、構成要件で、農地提供者、農業常時従事者などに該当していること。また、出

資している社員の数が全体の50%超であることとされています。

参考資料25ページ、下段、農業労働力の欄をご覧ください。譲受人は、構成員3名が農業常時従事者です。次に、参考資料21ページをご覧ください。農業常時従事者3名のうち2名が出資していますので、要件に該当します。

4つ目は、業務執行役員要件で、役員の過半数が常時従事者でなければなりません。22ページ下段に記載のとおり、譲受人は役員2名が農作業常時従事者でありますので、要件に該当します。

5つ目は、農作業従事要件ですが、役員、出資者のうち1名以上が60日以上農作業に従事する必要がありますが、参考資料23ページ、中段をご覧ください。役員出資者である2名の農作業常時従事日数が640日ですので、要件に該当しています。

このように、譲受人は5つの要件全てを満たしていることを確認しましたので、本市において農地所有適格法人としての要件が満たされております。

譲受人の所有する市川市、鎌ヶ谷市の自作地については、各農業委員会に問い合わせたところ、適正に管理されているとのことでした。

所有する農機具については、参考資料25ページ上段をご覧ください。トラクター2台、管理機2台、動噴2台、エンジンポンプ3台、トラック1.5トン1台、軽貨物自動車1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。申請地の営農計画では、野菜の栽培を行う予定とのことでした。

審査会では、無農薬栽培を行っている近隣農地のことについての意見が出まして、十分な配慮をもって耕作を行うことを確認しました。

以上、審査会では、議案第2号について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可条件でありますので、委員各位においてご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま山口座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

申請者のお父さんは元農業委員でして、農業委員の任期途中でお亡くなりになりまして、

娘である、申請者が相続したわけですがけれども、ここに来て畑が結構草だらけになってしまい、それを譲受人さんが買うということなので、賛成したいと思います。

議 長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。
ほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第2号は許可することに決定をいたしました。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第3号についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については、30ページから35ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の35ページのところでございます。

申請理由は、自身が経営する会社は、現在、北海道から東海地区を中心に洋服の直しなどの事業を行っており、自身の会社より申請地を営業車両用の駐車場として使用したいとの要望があったことから、申請地を取得し、駐車場として整備した後、自身の会社に貸すためです。

施設の概要については、普通車30台の駐車場で、トラロープで区割りします。整地については、砂利敷きで転圧です。排水については、雨水のみで自然浸透です。被害防除については、北側の水路との境界は既存フェンスを利用、西側は1.8メートルの既存フェンス、東側は高さ3メートルの既存鋼板フェンスを利用し、南側は出入口以外にブロックを3段積み、1.7メートルの新設フェンスを設置し、敷地の境にブロックを積んで囲い、土砂流出を防止し、両側隣接農地との境はフェンスで囲います。

費用については、金融機関からの融資及び自己資金で賄うとのことから、融資証明書と残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、おおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

審査会では、現地調査の結果、事業計画の9割程度の工事が完了されていることを確認し、申請人に対し説明を求め、どのような理由があろうとも許可前に工事着手することは許されないことを厳重に抗議し、審査会としての意思決定を一時保留としました。このことについて、令和2年11月11日付で申請者より始末書の提出がありました。

申請地は、以前の賃借人が火災を起こしたため、土壌の悪臭などがひどく、さらにごみの不法投棄などが発生していました。申請人が近隣住民に事業説明をした際、このことを聞かされ、早急に対処してほしいとの要望があったため、悪臭を放っていたがらやごみを処分する際に造成工事までしてしまったとのこと。許可前に工事着手したことについては、深い謝罪をするとの内容が記載してありました。その後、審査会で審査した結果、火災後の処理についてはやむを得ないものと判断して、許可相当の決定をしたところです。

以上、議案第3号の1番について説明をいたしました。現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については、第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま山口座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

湯浅推進委員 推進委員、湯浅雅之です。

審査会意見には賛成いたしますが、1つだけ確認させていただきたいことがありまして、隣の資材置場の既存のフェンスが3メートルなので、これは問題はないのですか。

第2審査会第2審査班座長 長さがないので、景観条例には図面の、高さ3メートルのところ

は既存のフェンスになりますので、今回新設するものではないので、もともとあったものということで、こちらについては長さも27.4メートルなので、これ30メートル以下なので、今回は景観条例には該当しません。

湯浅推進委員 では、審査会意見に賛成したいと思います。お諮りをお願いいたします。

議長 はい、鈴木委員。

鈴木委員 9番、鈴木でございます。

私は、座長の説明でこれには反対ではございません。最近、この転用理由でございますが、私は3期目に入りまして、高齢化というのはやむを得ないと思うんです。この頃見ておりますと、私は相続で土地をもらって農業ができないと、この案件についても、昭和47年に相続を受けたと、それで兼業農家ではないからということで売る、申請理由になっておりますが、法律で決められたことですから賛成しなくてはいけないということは分かっておりますけれども、やはり今後、例えば国とか県に、こういう後継者問題も含めまして、もし機会があったら、ぜひともこの辺も国・県にお願いという形で、農家を続けるために、農家ではない人が農地をもらってだんだん荒廃化していくと、そういうこともやはり事務局から一緒に県とか国に出していただければということで要望でございます。この案件については賛成でございます。

以上でございます。

議長 それでは、湯浅委員鈴木委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見がないようであります。

審査会の報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第3号の2番から11番について、関連がございますので一括して説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第3号の2番から11番については、1つの事業として上程しましたが、申請人より11月11日付で取下げ願いの提出があり、来月以降に改め

て申請するとのことです。

以上、ご報告します。

議 長 ただいま山口座長より説明がありました。

議案第3号の2番から11番につきましては、取下げとなりました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書9ページ、報告事項1から、21ページの報告事項6について、ご報告させていただきます。

まず、9ページ、報告事項1、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、9月は相続による所有権移転で4件の届出がありましたので、受理通知書を発行しました。なお、4件ともあっせん希望はありませんでした。

次に、11ページから12ページ、報告事項2、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、10ページの一番下に記載のとおり、9月分としまして、田、1件、690平方メートル、畑、15件、5,248平方メートル、合計16件、5,938平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、13ページから15ページ、報告事項3、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、15ページの一番下に記載のとおり、田、8件、2,442平方メートル、畑、24件、9,335平方メートル、合計32件、1万1,777平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、17ページから18ページ、報告事項4、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、9月については記載のとおり、裁判所より2件、法務局より3件の照会がありまして、現地調査の結果、記載のと通りの回答をしました。

次に、19ページ、報告事項5、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり引き続き農業経営を行っている旨の証明書3件を交付いたしました。

次に、21ページ、報告事項6、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、故障による買取申出書事由の1件、こちらの証明書を交付いたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和2年11月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時42分